

令和元年度畜産業振興事業の実施等について

1 事業実施主体の公募について

令和元年度畜産業振興事業については、公募要領に基づき、継続事業等を除く11事業について、平成31年1月11日から2月12日の間で事業実施主体の公募を実施し、3月7日に外部委員及び機構職員からなる審査委員会を開催して、事業実施主体の候補者を選定した。その後、3月11日に、事業実施主体候補者を決定し、結果の通知を行った。

また、上記の公募において昨年度実施の実績があるものの応募のない地域があった2事業及び上記の公募時に公募を行わなかった1事業について、平成31年3月1日から3月14日の間で事業実施主体の追加公募を実施し、3月22日に審査委員会を開催し事業実施主体候補者を決定して結果を通知した。

事業実施主体候補者の公募の公告と、事業実施主体候補者の選定結果の公表については、機構のホームページ等により行っている。

〔参考〕令和元年度公募対象事業

- 1 酪農経営支援総合対策事業
- 2 肉用牛経営安定対策補完事業
- 3 養豚経営安定対策補完事業
- 4 堆肥舎等長寿命化推進事業
- 5 国産畜産物安心確保等支援事業
- 6 畜産特別支援資金融通事業
- 7 食肉流通改善合理化支援事業
- 8 畜産副産物適正処分等推進事業
- 9 畜産経営安定化飼料緊急支援事業
- 10 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業
- 11 国産乳製品等競争力強化対策事業

※ 事業実施期間が複数年度にわたる事業（基金事業を含む。）については、当該実施期間の当初に公募を行い、原則として事業実施期間終了までその事業実施主体が継続して実施。
また、疾病や災害の発生、経済情勢等の急激な変化に対応する緊急対策事業については、公募によらず事業実施主体を特定して実施

2 事業の審査・採択について

(1) 事業の円滑かつ早期の執行を図る観点から、事業実施要綱等を4月1日までに制定し、機構ホームページにて公表した。

また、必要に応じて、全国説明会を開催し、事業実施計画の早期提出に向けた指導、ヒアリングを行っている。

(2) 事業の採択に当たっては、費用対効果分析又はコスト分析手法を適用している（詳細は、資料5-1を参照）。

(3) 令和元年度の審査・採択の状況は、別表のとおりである。

(別表)

令和元年度畜産業振興事業の審査・採択状況（令和元年5月末日現在）

「種類・件数」欄の○印は「費用対効果分析手法」、◇印は「コスト分析手法」、☆印は「目標設定・評価」、件数は交付決定又は事業実施計画の承認件数である。

| 事業名 | 事業実施主体名 | 審査状況 | 種類・件数 |
|-------------------|---|--|---------|
| 加工原料乳等生産者経営安定対策事業 | 農協連等 生乳生産者 | 3月26日 実施要綱改正 4月23日 交付決定 | ◇ 1件 |
| 酪農経営支援総合対策事業 | (一社)中央酪農会議 都道府県団体 (一社)酪農ヘルパー全国協会 (一社)家畜改良事業団 全国酪農業協同組合連合会 (一社)Jミルク | 3月27日 実施要綱改正 4月12日 実施要領承認 4月23日 実施要領承認 4月26日 実施要領承認 | ◇ |
| 肉用牛経営安定対策補完事業 | (一社)全国肉用牛振興基金協会 (公社)中央畜産会 都道府県団体 (一社)日本家畜商協会 | 3月28日 実施要綱改正 5月27日 交付決定 | ◇ 1件 |
| 養豚経営安定対策補完事業 | (一社)日本養豚協会 (一社)全日本畜産経営者協会 都道府県団体 生産者集団(3戸以上) | 3月29日 実施要綱改正 | ◇ |
| 堆肥舎等長寿命化推進事業 | (一財)畜産環境整備機構 (公社)中央畜産会 | 3月28日 実施要綱制定 | ◇ |
| 畜産高度化推進リース事業 | (一財)畜産環境整備機構 | 3月29日 実施要綱制定 | ○◇ |
| 国産畜産物安心確保等支援事業 | (一社)家畜改良事業団 (公財)日本食肉消費総合センター (一社)日本食鳥協会 (公社)日本動物用医薬品協会 | 3月26日 実施要綱改正 5月20日 実施要領承認 5月27日 交付決定 | ◇ 1件 |
| 畜産特別支援資金融通事業 | (公社)中央畜産会 都道府県団体 | 3月28日 実施要綱改正 4月10日 実施要領承認 | ◇ |

| 事業名 | 事業実施主体名 | 審査状況 | 種類・件数 |
|------------------------------|---|---|---------|
| | | 5月10日 交付決定 5月23日 実施要綱改正 | 1件 |
| 家畜防疫互助基金支援事業 | (公社)中央畜産会 都道府県団体 | — | ◇ |
| 食肉流通改善合理化支援事業 | (公社)日本食肉市場卸売協会 (公財)日本食肉消費総合センター (一社)日本食鳥協会 全国食肉事業協同組合連合会 (一社)全国肉用牛振興基金協会 事業協同組合等 | 3月26日 実施要綱改正 3月29日 実施要綱改正 4月8日 実施要領承認 4月11日 実施要領承認 4月23日 実施要領承認 | ○◇ |
| 畜産副産物適正処分等推進事業 | (一社)日本畜産副産物協会 | 3月26日 実施要綱改正 4月4日 実施要領承認 | ◇☆ |
| 畜産経営安定化飼料緊急支援事業 | 協同組合日本飼料工業会 全国農業協同組合連合会 | 3月29日 実施要綱改正 4月12日 実施要領承認 4月25日 交付決定 | ◇ 1件 |
| 畜産経営災害総合対策緊急支援事業 | (一社)中央酪農会議 都道府県団体 生産者集団(3戸以上) 農協連 | 3月29日 実施要綱制定 5月7日 実施要領承認 | ◇ |
| 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 | (公社)中央畜産会 | 3月29日 実施要綱制定 | ○◇ |
| 国産乳製品等競争力強化対策事業 | (一社)中央酪農会議 農協連 株式会社等 | 3月28日 実施要綱改正 | ◇☆ |
| 畜産物処理加工施設非常用電源緊急整備事業 | 農協 農協連 乳業者等 | 2月21日 実施要綱制定 4月16日 計画承認 5月31日 計画承認 | ◇ |
| 肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業(融資準備財産) | (一社)全国肉用牛振興基金協会 | 3月18日 実施要綱改正 | ◇ |

| 事業名 | 事業実施主体名 | 審査状況 | 種類・件数 |
|--------------------------------------|------------------|--------------|-------|
| 畜産経営維持緊急支援資金融通事業(畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金) | (一社)畜産生産者団体協議会 | — | ◇ |
| 食肉加工施設等整備リース事業貸付機械取得資金造成事業(貸付機械取得資金) | 日本ハム・ソーセージ工業協同組合 | — | ◇ |
| 配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業 | (公社)配合飼料供給安定機構 | 3月26日 実施要綱改正 | ◇ |

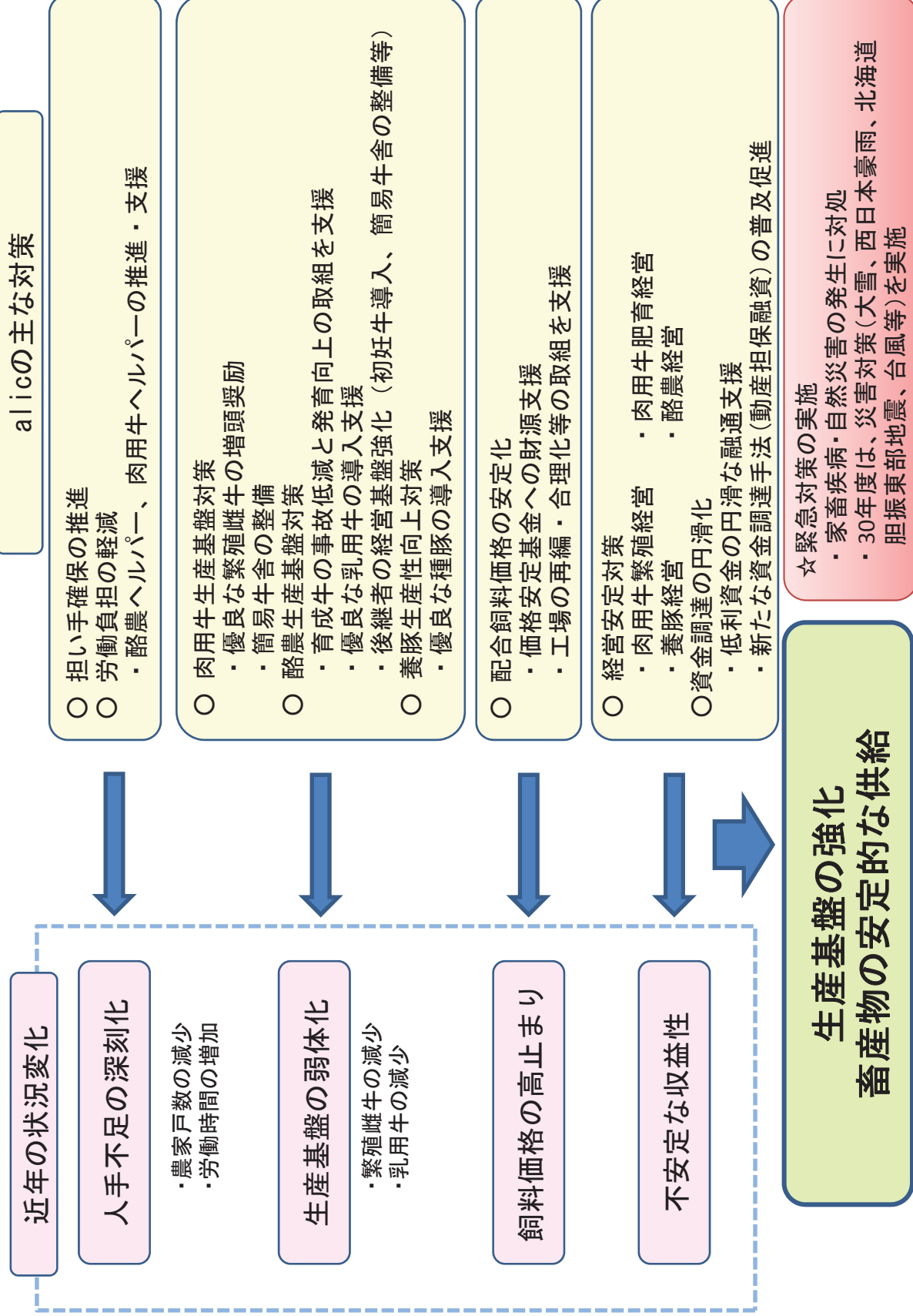
令和元年度畜産業振興事業の
概要について

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| 畜産関係事業について | 1 |
| TPP11関連対策による牛豚マルキン法制化について | 3 |
| 《 畜産・酪農経営安定対策 》 | |
| 加工原料乳生産者経営安定対策事業 | 8 |
| 《 その他対策 》 | |
| 酪農経営支援総合対策事業 | 9 |
| 肉用牛経営安定対策補完事業 | 10 |
| 養豚経営安定対策補完事業 | 11 |
| 堆肥舎等長寿命化推進事業 | 12 |
| 畜産高度化推進リース事業 | 13 |
| 国産畜産物安心確保等支援事業 | 14 |
| 畜産特別支援資金融通事業 | 15 |
| 家畜防疫互助基金支援事業 | 16 |
| 食肉流通改善合理化支援事業 | 17 |
| 畜産副産物適正処分等推進事業 | 18 |
| 畜産経営安定化飼料緊急支援事業 | 19 |
| 《 緊急対策 》 | |
| 畜産経営災害総合対策緊急支援事業 | 20 |
| 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 | 21 |
| 《 平成30年度補正予算に係る対策等 》 | |
| 国産乳製品等競争力強化対策事業 | 22 |
| 畜産物処理加工施設非常用電源緊急整備事業 | 23 |

1 畜産関係事業について

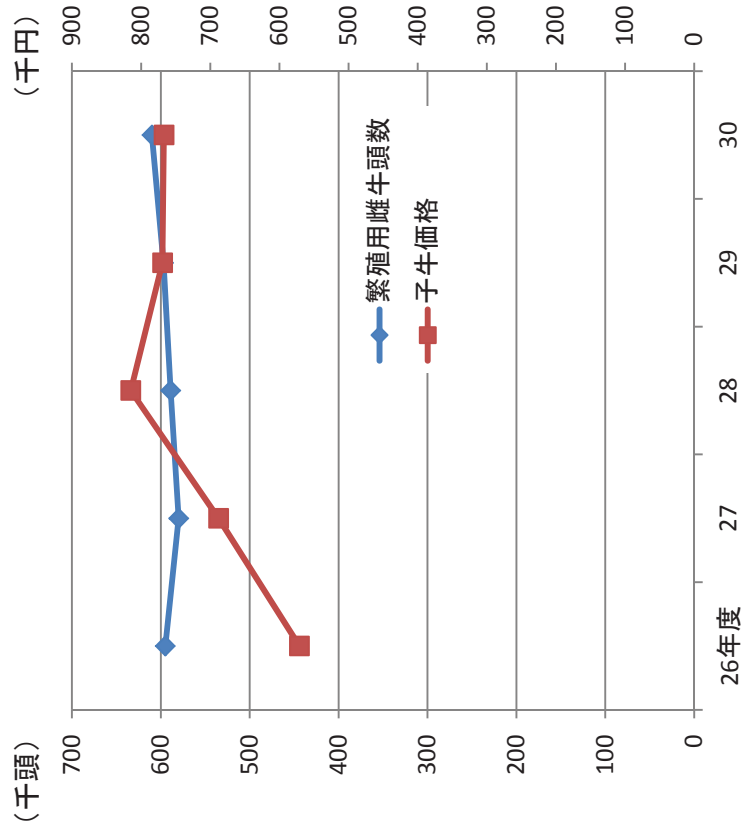
畜産生産基盤の強化 / 生産者の経営安定について



畜産生産基盤の弱体化

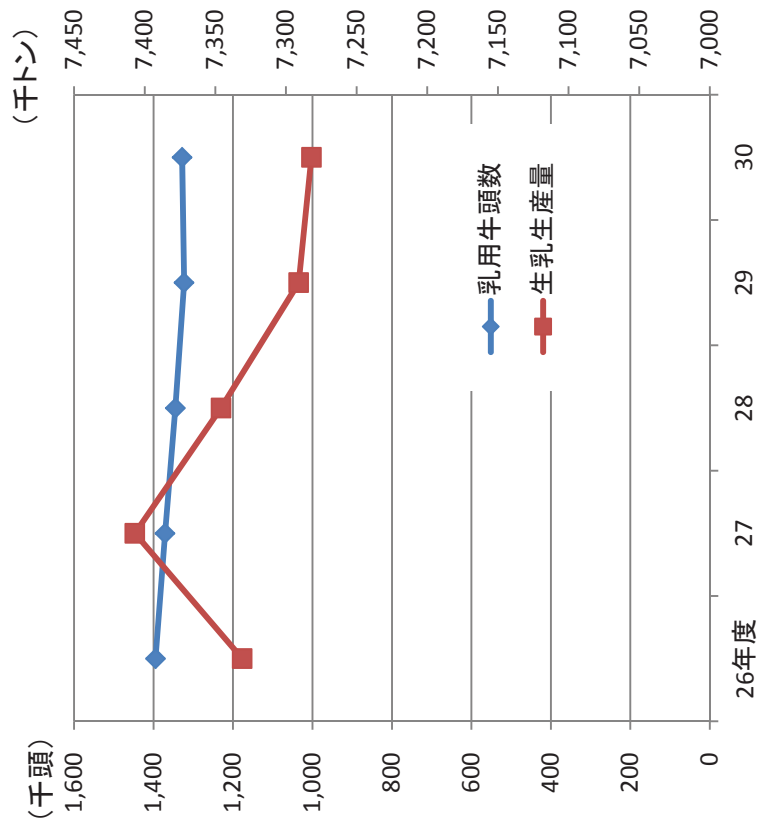
肉用牛

30/26年度 繁殖用雌牛頭数 +3%
黒毛和種子牛価格 +34%



酪農

30/26年度 乳用牛頭数 ▲5%
生乳生産量 ▲1%

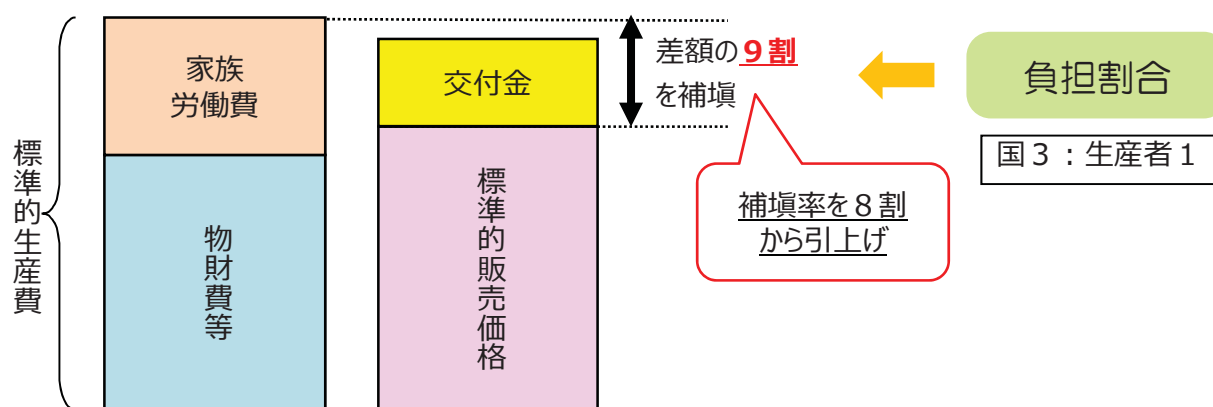


TPP11協定等発効に伴う牛・豚マルキンの法制化について

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定（TPP11協定を含む）や日EU・EPA協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コストの削減や収益性の向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講じます。

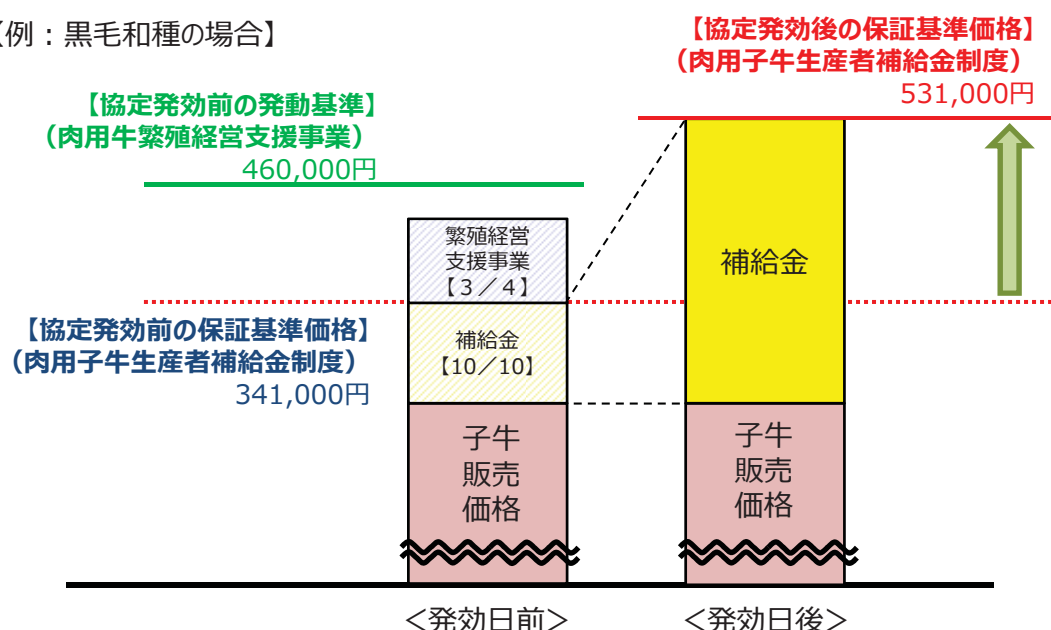
牛肉

法制化した肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）について、協定発効に合わせて、補填率を引上げ（8割→9割）



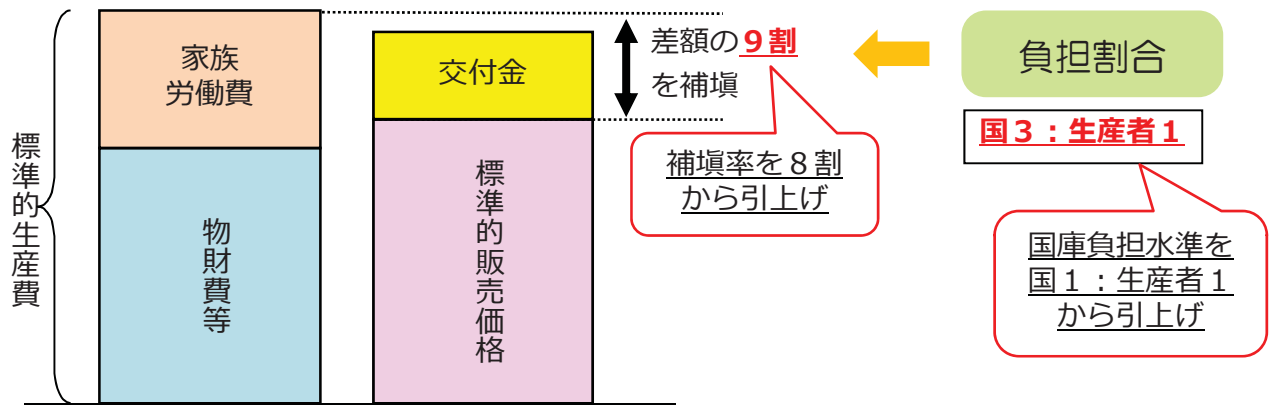
- 肉用子牛生産者補給金制度（1階事業）と肉用牛繁殖経営支援事業（2階事業）について、肉用子牛生産者補給金制度に一本化
- その際、肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直し

【例：黒毛和種の場合】



豚肉

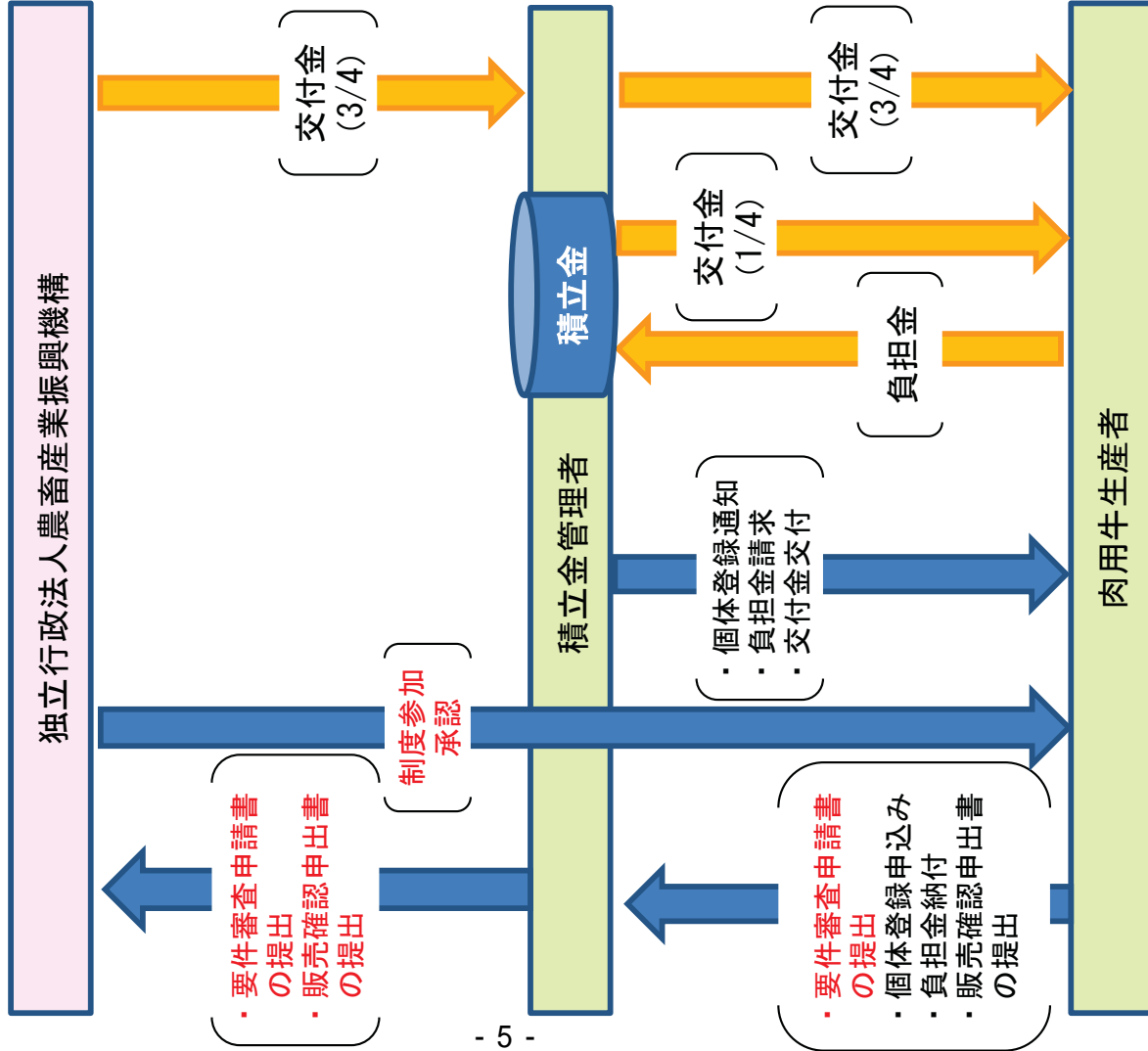
法制化した肉豚経営安定交付金（豚マルキン）について、協定発効に合わせて、補填率を引き上げるとともに（8割→9割）、国庫負担水準を引上げ（国1：生産者1→国3：生産者1）。



肉用牛肥育経営安定交付金交付制度 業務の概要 (1)

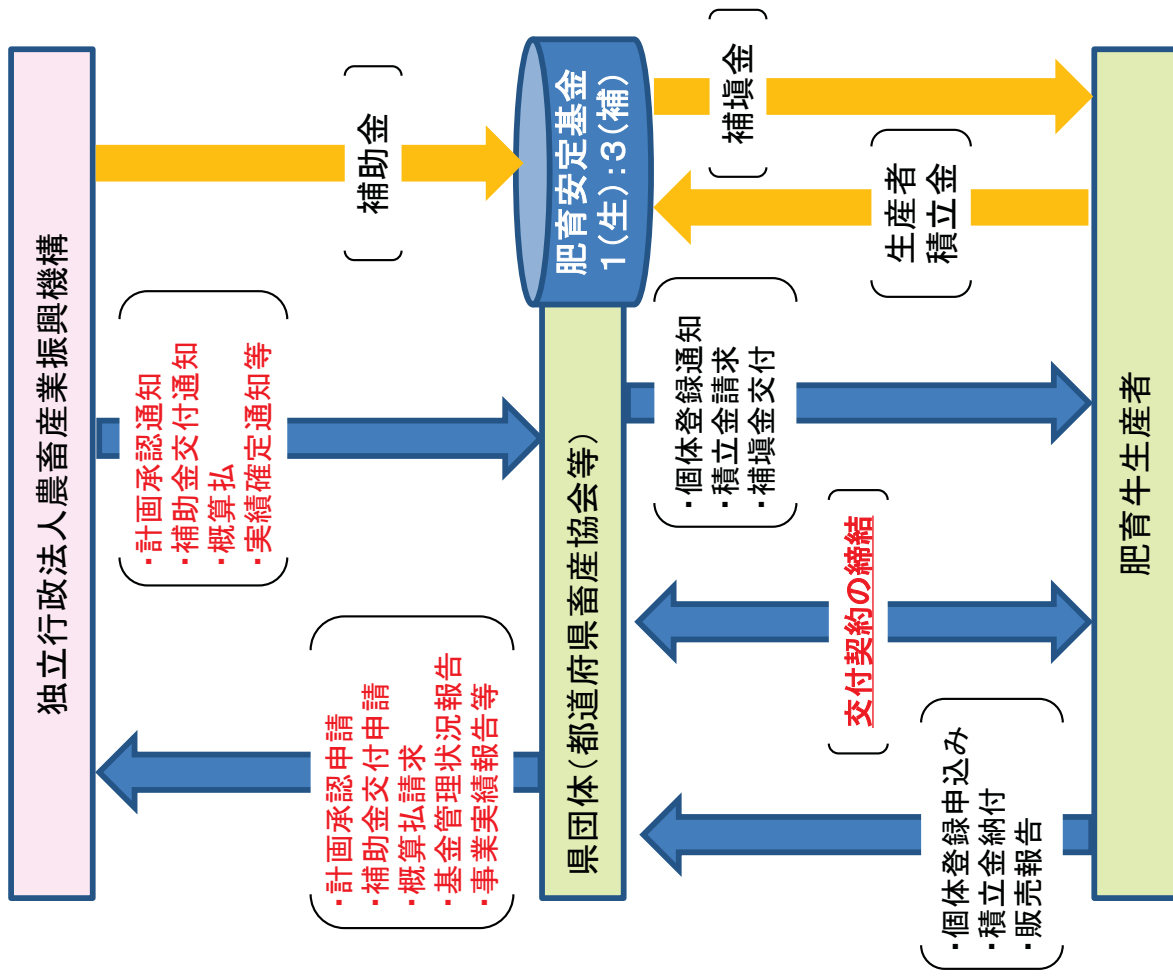
交付方法 (新)

積立金管理者方式



交付方法 (旧)

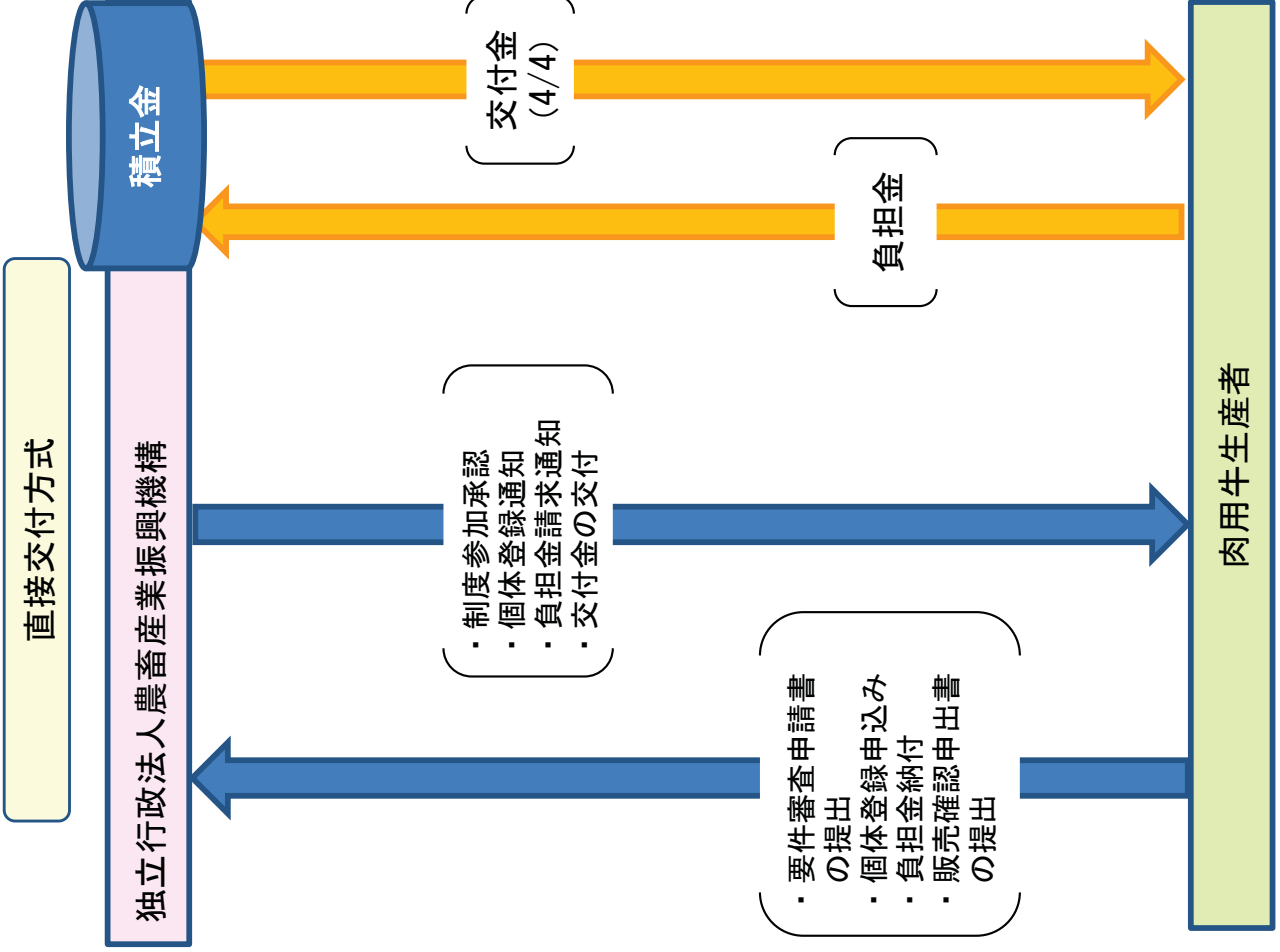
県団体方式



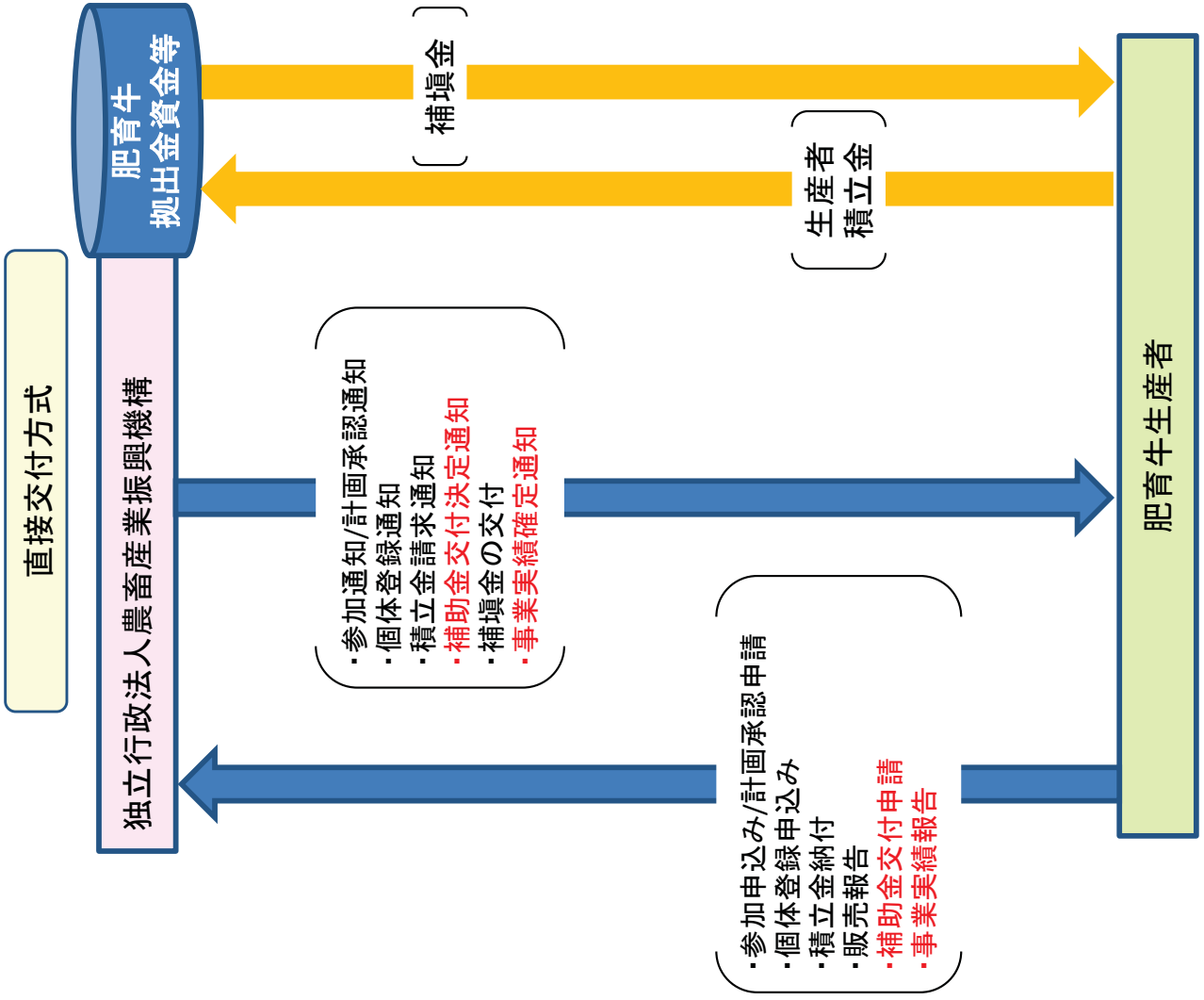
※生産者が積立金管理者に交付金 (3/4) の代理受領を委任しなかった場合は、交付金 (3/4) を (独) 農畜産業振興機構から生産者に直接交付

肉用牛肥育経営安定交付金交付制度 業務の概要 (2)

交付方法 (新)

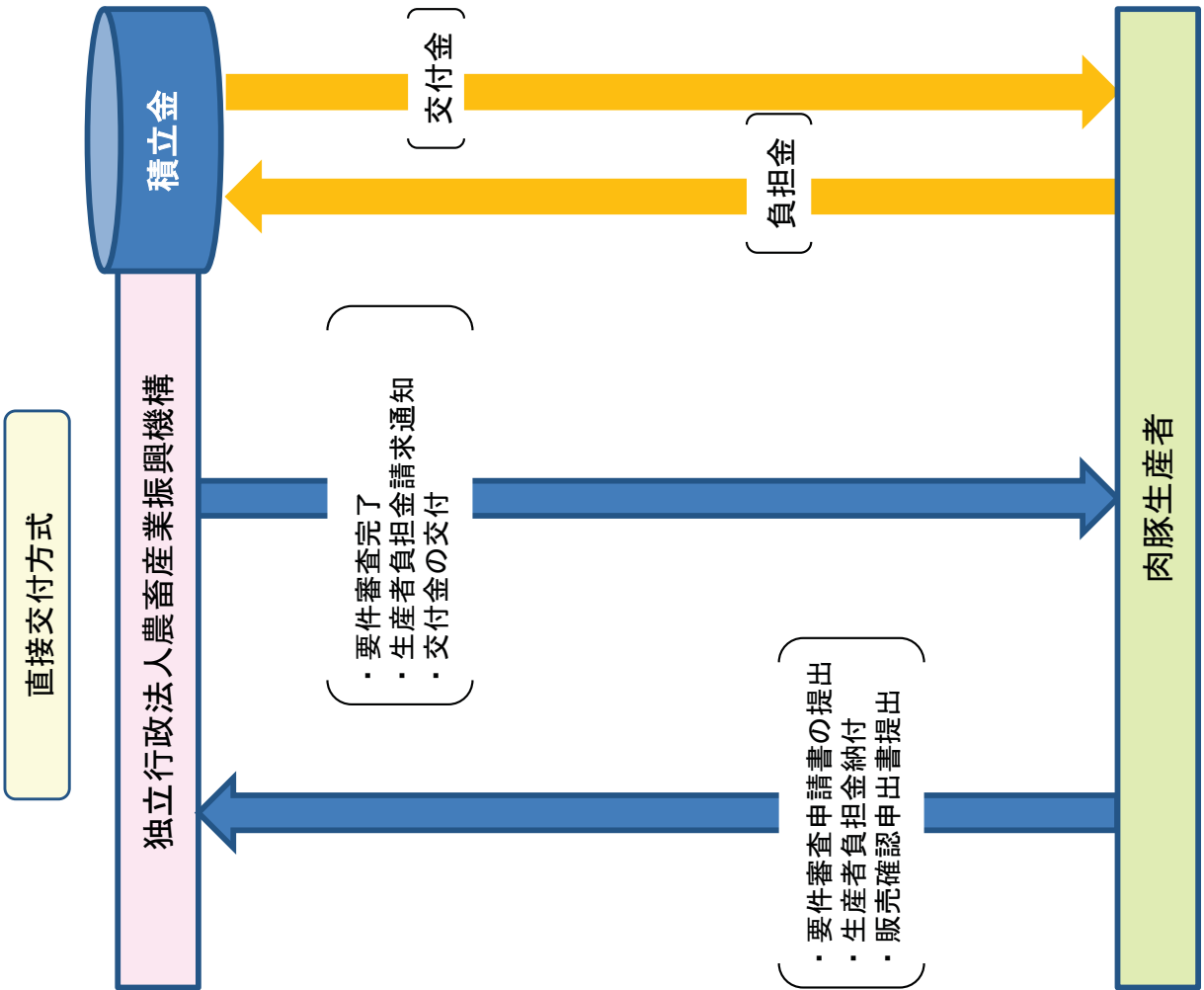


交付方法 (旧)

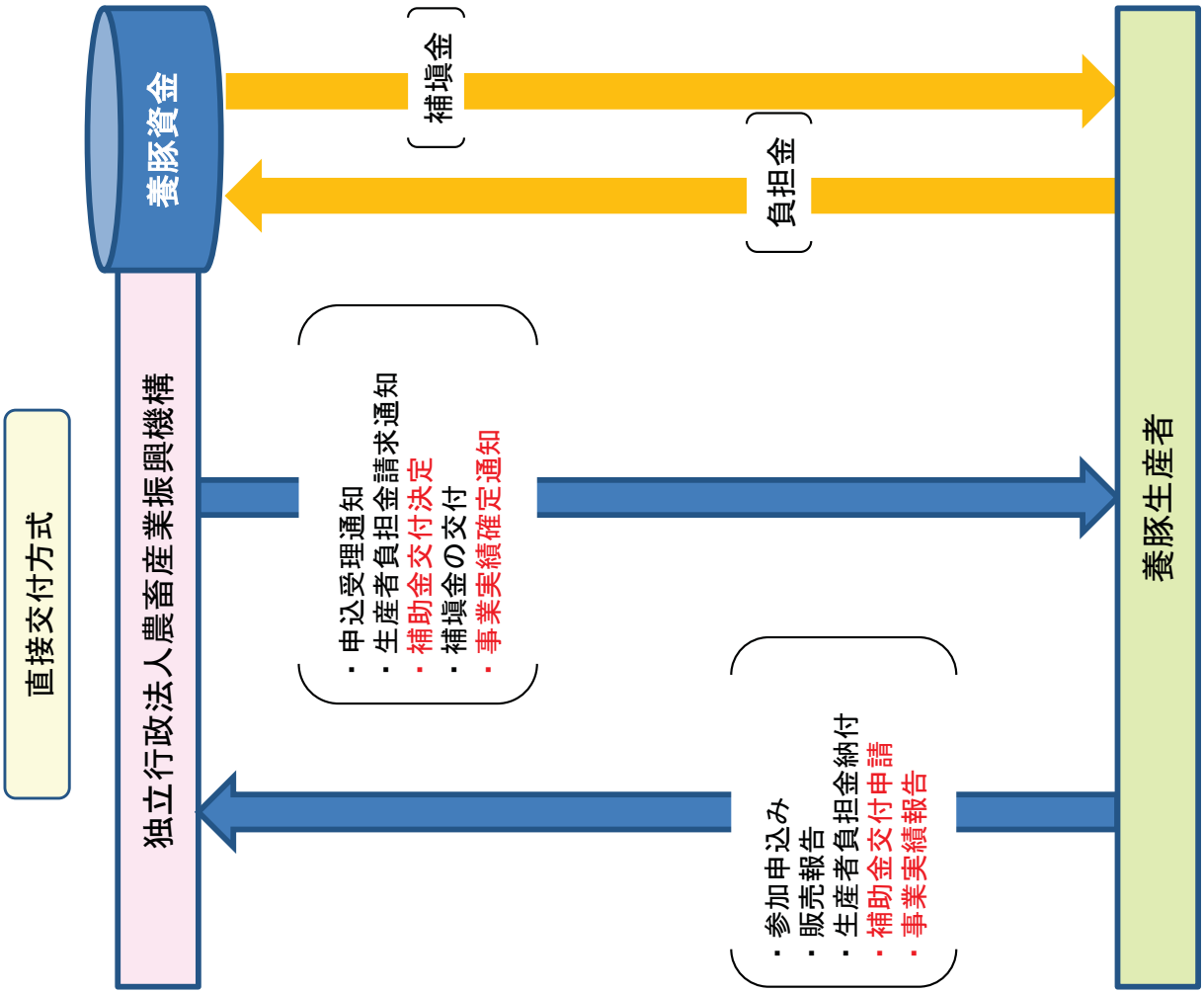


肉豚経営安定交付金制度 業務の概要

交付方法（新）



交付方法（旧）



加工原料乳生産者経営安定対策事業

1 事業の目的

加工原料乳の取引価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の拠出と国の助成金とによる生産者積立金によりその一定部分を補填し、加工原料乳生産者補給金制度と併せて、酪農経営の安定を図り、もって生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資する。

2 事業の内容

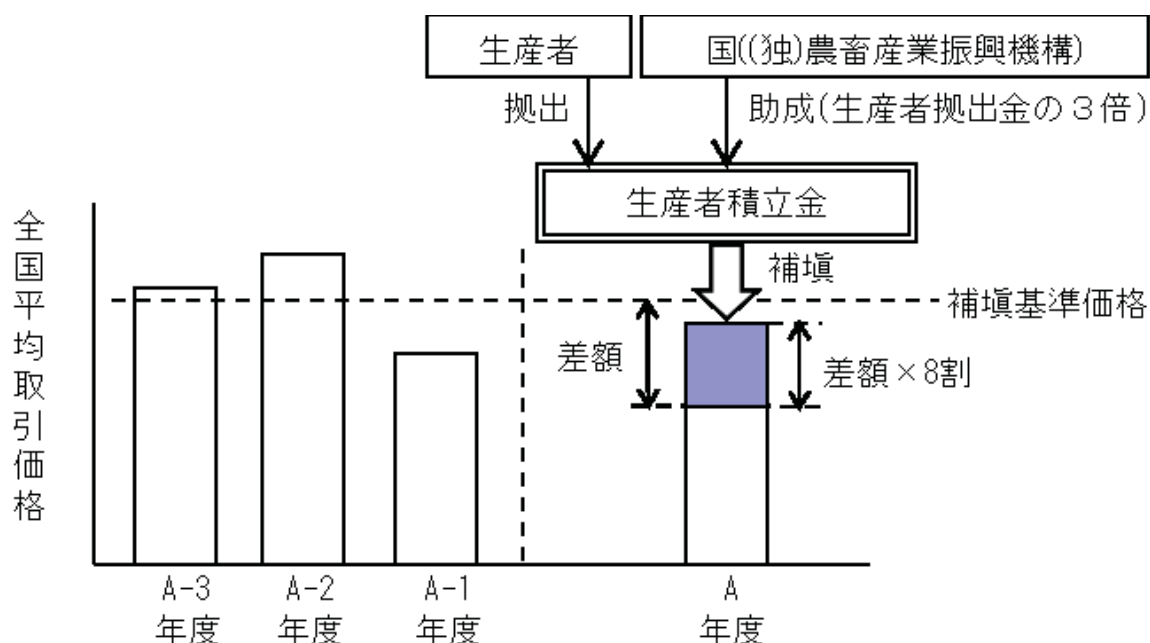
加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等向けの生乳）の取引価格が補填基準価格（全国の直近3年間の平均取引価格）を下回った場合に、生産者に補填金（差額の8割）を交付する。

- 3 事業実施主体
- 農業協同組合
 - 農業協同組合連合
 - 生乳生産者

(参考)

基本的な仕組み

- ① 事業実施期間：令和元～3年度（3年間）
- ② 補填基準価格：全国の直近3年間の平均取引価格
- ③ 補填割合：補填基準価格と当年度の全国平均取引価格との差額の8割



酪農経営支援総合対策事業（拡充）

1 事業の目的

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少し、後継牛不足も深刻化するなど生産基盤の弱体化が進行している。このため、生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援し、担い手や乳用後継牛を確保していくとともに、経営の持続性の向上を図り、地域の実情に応じた酪農生産基盤の維持・強化を図る。

2 事業の内容

(1) 中小酪農経営等の生産基盤維持・強化

後継牛の育成等のための簡易畜舎整備、機器導入、つなぎ牛舎の改良、育成牛の事故率低減（ワクチン1千円/頭）、供用期間の延長支援（肢蹄保護、乳房炎防止、48ヶ月以上1千円/頭）、後継者への経営基盤強化（初妊牛導入5万円/頭）、暑熱ストレスの軽減、乳用牛の地域内継承・育成牛の地域内流通促進（奨励金3万2千円/頭）等を支援する。

(2) 地域の生産体制の強化

生産基盤が脆弱な地域において持続的な生乳生産体制を確保するため、①経営離脱農家の資産の有効活用や新規就農者の確保、②将来にわたって持続可能な経営体の創出、③後継牛の地域内生産、④後継牛育成のための広域預託を推進する取組等を支援する。

(3) 酪農ヘルパーの利用拡大

酪農ヘルパーの職業認知度向上、学生インターンシップの受入、人材コンサルタントの活用、技術研修等の人材確保・育成、傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度及び広域利用調整や経営改善等のヘルパー利用組合強化の取組を支援する。

(4) 生乳流通体制の合理化の推進

生乳流通コストの生産者負担を軽減するため、生乳生産者団体が行う「生乳流通合理化計画」、緊急時の「搾乳継続計画」の検討・作成、生乳流通関係機器のリース導入、貯乳施設の減容化・補改修・非常用電源の整備、乳代精算方法の効率化等の取組を支援する。

(5) 生乳需要基盤の確保の推進

国産牛乳乳製品の消費の維持・定着を図るため、消費者等への酪農理解醸成活動、乳和食等の新たな利用場面の普及や牛乳乳製品の価値訴求、生産者自らが製造する牛乳乳製品の需要拡大のための技術研修や販路拡大等の取組を推進する。

(6) 乳用牛の計画的な改良・増殖の推進

牛群検定組合等が行う遺伝情報(SNP)データの収集等の取組、乳用牛の飼養管理に係る技術指導、牛群検定に加入する都府県の酪農家が優良な乳用牛を導入する取組(遺伝情報(SNP)有等：5万円/頭、遺伝情報(SNP)無：4万円/頭)等を支援する。

3 事業実施主体

2の(1)及び(4)：(一社)中央酪農会議

2の(2)：全国酪農農業協同組合連合会、
(一社)家畜改良事業団

2の(3)：都道府県団体、(一社)酪農ヘルパー全国協会

2の(5)：(一社)中央酪農会議、(一社)Jミルク、
全国酪農農業協同組合連合会

2の(6)：(一社)家畜改良事業団

4 所要額（補助率）

4,408百万円（定額、2/3、1/2、1/3以内）

肉用牛経営安定対策補完事業

1 事業の目的

肉用牛生産は中山間地域や離島等の基幹的な農業部門のひとつとして、地域経済の活性化に重要な役割を果たしてきたが、小規模・高齢者層を中心とした生産者の離脱等から生産基盤の脆弱化が危惧されている。

このため、繁殖雌牛の増頭の取組や遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の確保、交雑種雌牛を活用した和子牛生産（一産取り肥育）の普及・定着、担い手の育成等を支援することにより、生産基盤の強化を図る。

2 事業の内容

(1) 肉用牛生産基盤強化対策

- ① 優良な繁殖雌牛の増頭による中核的な経営体の育成を支援する。
増頭奨励金：8万円/頭、10万円/頭（能力の高い牛）
- ② 遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛及び優良な繁殖雌牛の導入を支援する。
導入奨励金：多様性 6万円/頭、9万円/頭（希少系統）
優 良 4万円/頭、5万円/頭（能力の高い牛）（31年度も延長）
- ③ 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎や子牛の健康維持に資する器具機材等の整備に対して支援を行う。
- ④ 肉用牛ヘルパーの推進を支援する。
- ⑤ 多様な担い手の育成を支援する。
- ⑥ 特定地域における肉用牛の処理を支援する。
- ⑦ 一産取り肥育の普及・定着に向けて、飼養管理マニュアル作成、一産取り肥育の事例調査・現地研修の取組を支援する。

(2) 地方特定品種並びに離島等及び山振地域の肉用牛振興対策

- ① 地方特定品種の特徴を活かした生産や放牧利用の拡大、飼養頭数の増頭等を推進するための取組を支援する。
- ② 離島等及び山振地域における肉用子牛の集出荷を促進するための取組を支援する。

(3) 肉用子牛流通等対策

- ① 肉用牛流通促進対策
家畜商組合等が行う肉用子牛等の流通の円滑化を図るための預託の取組を支援する。
- ② 肉用牛導入支援
家畜商組合等が行う肉用牛預託を促進するための資金調達等を支援する。

3 事業実施主体

- 2の(1)及び(2) : (一社)全国肉用牛振興基金協会、(公社)中央畜産会、
都道府県団体、全国肉牛事業協同組合
2の(3) : (一社)日本家畜商協会、中小企業等協同組合

4 所要額（補助率） 3, 552百万円（定額、1/2以内等）

養豚経営安定対策補完事業

1 事業の目的

我が国の養豚経営においては、生産効率を高める観点から、3品種（ランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種）の交雑により生産された肉豚が多く用いられている。

近年の配合飼料価格の高騰や国際競争の激化に我が国の養豚が対応していくためには、こうした3品種の原種豚等における繁殖性や産肉性などの能力向上、その効率的利用が重要な課題となっている。

また、養豚経営の安定を図るためには、人工授精の普及や肉豚等の飼養管理技術の向上などにより、更なる生産性の向上及び生産コスト削減を図っていく必要がある。

このため、地域における種豚等の能力向上に必要な純粋種豚等の導入、飼養管理技術の向上など生産性向上や生産コスト削減の取組を推進し、養豚経営の体質強化を図る。

2 事業の内容

(1) 地域肉豚能力向上支援

地域の生産者集団等において、産子数や飼料効率の向上などによる生産コストの低減を図るために必要となる純粋種豚等の導入を支援する。

(補助上限)

純粋種豚導入は10万円/頭、広域的な共同利用に資する海外純粋種豚は40万円/頭、精液導入は1万円/本。

F1母豚導入は2万円/頭（一経営体当たり30頭）。

(2) 生産性向上支援

肉豚等の生産性向上や生産コストの削減の観点から、飼養管理技術の向上を図るための研修会の開催、先進的な経営改善の取組の普及活動に対して支援する。

3 事業実施主体

(一社) 日本養豚協会、都道府県団体、農協連、農協、生産者団体（3戸以上）等

4 所要額（補助率）

200百万円（定額、1/2以内）

堆肥舎等長寿命化推進事業（拡充）

1 事業の目的

経年劣化が進んでいる家畜排せつ物処理施設（堆肥舎等）の長寿命化等を支援することにより、我が国畜産の発展に資する。

2 事業の内容

(1) 家畜排せつ物処理施設の長寿命化の推進

家畜排せつ物処理施設に係る経年劣化の実態調査、長寿命化のための地域の実情に応じた補修の実証を行うための取組や補修マニュアルの作成を支援する。

(2) 家畜排せつ物処理に係る新技術情報等の収集・提供

汚水処理や悪臭防止に係る新技術や優良事例等の調査を行い、その結果を取りまとめて畜産農家等関係者に情報提供する取組を支援する。

3 事業実施主体 2の(1)：(一財) 畜産環境整備機構、都道府県団体

2の(2)：(公社) 中央畜産会

4 所要額（補助率） 213百万円（定額、1／2以内）

畜産高度化推進リース事業（拡充）

1 事業の目的

畜産経営における家畜排せつ物の適切な処理と利活用の推進、食肉や生乳流通の効率化・合理化に必要な施設等の導入を、リース方式で支援することにより、我が国畜産産業の安定的発展を図る。

2 事業の内容

（1）畜産環境対策リース事業（新設）

畜産農家等に対して、家畜排せつ物の適切な処理や新たな飼養衛生管理基準への対応に必要な施設等の貸付を行う。保証保険料及び損害保険料を支援する。

（2）畜産整備リース事業

畜産農家等に対して、畜産経営の健全な発展を図るために必要な飼養管理施設等の貸付を行う。

（3）食肉販売等合理化施設整備リース事業

食肉処理、加工、販売事業者等に対して、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等に必要な施設等の貸付を行う。

（4）生乳流通効率化支援リース事業

生産者団体、牛乳販売業者等に対して、生乳等の流通の効率化に必要な施設等の貸付を行う。

3 事業実施主体（一財）畜産環境整備機構

4 貸付枠 2,800百万円（うち畜産環境対策リース事業 1,300百万円）

国産畜産物安心確保等支援事業

1 事業の目的

家畜個体識別システムの円滑な運用の確保、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等に備えた国産食肉の安全・安心に係る情報収集・普及等を支援することにより、国産畜産物の安心確保と安定供給に資する。

2 事業の内容

(1) 家畜個体識別システム定着化事業

家畜個体識別システムの適正かつ円滑な運用を図るため、生産者等が牛トレーサビリティ制度を的確に実施するための取組を支援する。

(2) 緊急時生産流通体制支援事業

① 緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業

高病原性鳥インフルエンザ等や自然災害の発生時における円滑な鶏肉処理体制の構築に向けた取組及び小規模食鳥処理場における HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の導入等を支援する。

② 緊急時食肉安全性等情報提供事業

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の発生時に備えた、国産食肉の安全・安心に係る情報の収集及び消費者への普及を支援する。

(3) 海外流行疾病侵入時対応強化事業

海外の流行疾病が国内へ侵入した場合に、必要な動物用医薬品を迅速に開発・供給できる体制を整備するため、海外の流行疾病に対する我が国の動物用医薬品の有効性等に関する情報を収集・提供するとともに、動物用医薬品の原材料供給国関係者とのネットワーク構築等を支援する。

3 事業実施主体

2の(1) : (一社) 家畜改良事業団

2の(2)の① : (一社) 日本食鳥協会

2の(2)の② : (公財) 日本食肉消費総合センター

2の(3) : (公社) 日本動物用医薬品協会

4 所要額 (補助率) 434百万円 (定額、1/2以内)

畜産特別支援資金融通事業

1 事業の目的

負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援する。また、多額の資金を必要とする畜産経営の円滑な資金調達に資するために、動産担保融資の導入に向けた環境整備を支援する。

2 事業の内容

(1) 畜産特別資金（大家畜・養豚特別支援資金）

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通するとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。

- 貸付条件（利率は平成31年4月18日現在）

| | | 経営改善資金 | | | 経営継承資金 |
|--------|-----|---------|-------|------|--------|
| | | 一般 | 特認 | 残高借換 | |
| 償還期限 | 大家畜 | 15年以内 | 25年以内 | | |
| | 養豚 | 7年以内 | 15年以内 | | |
| うち据置期間 | | 3年以内 | 5年以内 | | |
| 貸付利率 | | 0.20%以内 | | | |

注：残高借換を行うことができるのは令和4年度のみ。

- 融資枠（平成30～令和4年度）500億円（大家畜450億円、養豚50億円）
- 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(2) 家畜疾病経営維持資金

口蹄疫等の家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等に必要の低利資金を融通。

- 貸付条件（利率は平成31年4月18日現在）

| | 経営再開資金 | 経営継続資金 | 経営維持資金 |
|--------|--------------------------|--|--------|
| 貸付限度額 | 個人:2,000万円 法人:8,000万円 | (1頭当たり、100羽当たり) 乳用牛13万円、肥育牛13万円、繁殖用雌牛6.5万円、肥育豚1.3万円、繁殖豚2.6万円、家きん5.2万円、繁殖用めん羊及び山羊1.3万円 | |
| 償還期限 | 7年以内 | | |
| うち据置期間 | 3年以内 | | |
| 貸付利率 | 0.75%以内 | | |

- 融資枠（平成29～令和3年度）50億円
- 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

(3) 畜産動産担保融資導入推進事業

畜産動産担保融資を利用できる環境整備を進めるため、課題等の検討及びモデル実証事業等の取組について支援を行う。

- 事業実施期間 平成29～令和元年度

3 事業実施主体

- (1) 及び (2) : (公社) 中央畜産会
 (3) : (公社) 中央畜産会、都道府県団体

4 所要額 957百万円

家畜防疫互助基金支援事業

1 事業の目的

家畜の伝染病のうち、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、伝播力が極めて強く、我が国の畜産経営に極めて重要な影響を及ぼす。平成30年9月に我が国では26年ぶりとなる豚コレラの発生が確認され、同年11月及び12月にも発生した。また、平成30年8月には、中国においてアジアで初となるアフリカ豚コレラの発生が確認され、その後も同国内で続発している中、中国から旅客の携帯品として不法に持ち込まれた畜産物からアフリカ豚コレラウイルスの遺伝子が検出される事例も複数確認されている。さらに、高病原性鳥インフルエンザについては、平成28年度に引き続き平成29年度にも我が国で発生しているが、周辺国においても継続的に発生しており、このような状況においては、これらの疾病の我が国への侵入リスクが極めて高い状況となっている。

万一、これらの伝染病が発生した場合に備え、経営再開までに必要な経費等を相互に支援するため、生産者が自ら基金を造成するとともに、伝染病発生時に本基金からの交付とALICからの交付を合わせた互助金を交付することにより、より一層の防疫措置の円滑化及び異常発見時の早期の届出を促し、もって畜産の安定的な発展を図る。

2 事業の内容

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに係る互助事業の普及・指導、互助基金の造成及び発生時の互助金の交付等を行う。

3 事業実施主体 (公社) 中央畜産会、(一社) 日本養鶏協会

4 基金規模 5,617百万円(うち国費 1/2以内)
※ 国費分については、対象疾病が発生し、互助金を交付する必要がある場合、ALICが支出

5 事業実施期間 平成30年度～令和2年度

6 所要額(補助率) 99百万円(定額)

食肉流通改善合理化支援事業

1 事業の目的

国産食肉と輸入食肉との一層の競合が増す中で、消費者の低価格志向、肉用牛資源の減少による仕入れ価格の上昇、深刻な労働力不足など、国産食肉をめぐる厳しい情勢を踏まえ、産地食肉センター等の施設の改善、食肉流通の各段階における業務の効率化、経営の安定化、顧客視点に立った国産食肉の新需要の創出等のための措置を講ずることにより、食肉流通の合理化と消費者の嗜好の多様化に対応した、安全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国畜産の健全な発展に資する。

2 事業の内容

(1) 食肉流通施設等設備改善支援事業

食肉等の流通の合理化等を図るため、産地食肉センター、家畜市場及び食鳥処理施設における処理等の効率化、コスト低減、環境対策、HACCP 導入義務化を見据えた衛生管理の高度化及び省力化に必要な設備の改善の取組を支援する。

(2) 食肉卸売市場機能強化事業

食肉卸売市場の公正な価格形成機能の維持・安定を図るため、食肉卸売市場の基本的な機能である情報伝達、集分荷及び決済機能を強化するとともに、市場における品質管理の高度化を図る。

(3) 食肉卸売経営に対する民間融資の円滑化

資金調達手段に乏しい中小食肉卸売業者等に対する民間融資の円滑化を図るため、民間融資機関に対する信用力の強化を図る。

(4) 食肉流通経営体質強化促進事業

食肉流通経営の体質強化等による国産食肉の安定供給を図るため、食肉流通関連制度に関するセミナー等の開催、経営改善を図るための低利資金の融通に対する支援、生産者との連携強化の推進等を行う。

(5) 国産食肉等新需要創出緊急対策事業

国産食肉等の新たな商品価値を創出・提案するため、生産・加工・流通及び販売業者が一体となった加工品の試作や販路開拓等の取組を緊急に支援する。

3 事業実施主体

- 2の(1) : 農業協同組合、民間団体等
- 2の(2) : (公社)日本食肉市場卸売協会
- 2の(3) : 全国食品業務用卸協同組合連合会等
- 2の(4) : 食肉流通事業組合等
- 2の(5) : 食肉流通事業組合等

4 所要額(補助率) 3,786百万円 (定額、2/3以内、1/2以内、1/5以内、1/10以内)

畜産副産物適正処分等推進事業

1 事業の目的

国内におけるBSE発生を契機として、それまで有効利用されていた牛由来肉骨粉・せき柱について、食用はもとより、飼肥料等用原料としての利用が禁止されたことから、これらが適切に処理されなければ、行き場を失った畜産残さによりと畜機能が麻痺するとともに、消費者の食の安全・安心を脅かすおそれが生じたところである。

このため、牛肉骨粉や牛せき柱の適正処理等を行うことにより、円滑な畜産残さ処理の継続によると畜機能の維持を図るとともに、食の安全・安心の確保を図り、もって国産食肉の持続的かつ安定的な供給に資する。

2 事業の内容

(1) 肉骨粉適正処分対策事業

畜産残さのレンダリング処理、これにより製造された肉骨粉の焼却処分等に必要経費を助成する。

(2) 牛せき柱適正管理等推進事業

牛せき柱を適正に管理し、安全・安心な食肉等を供給するとともに、畜産残さの有効利用に取り組む食肉事業者に対して、促進費を交付する。

(3) 畜産副産物需給安定推進事業

製造技術向上等のセミナー開催、畜産副産物の発生・流通状況の調査・分析、基盤強化のための検討会等の実施、利用可能な畜産副産物の有効利用の促進のための調査・検討の実施を支援する。

3 事業実施主体 (一社) 日本畜産副産物協会、農業協同組合等

4 所要額 (補助率) 5,972百万円 (定額、10/10以内、1/3以内)

畜産経営安定化飼料緊急支援事業

1 事業の目的

畜産経営の安定・競争力の強化を図る上で、畜産物生産費の大宗を占める配合飼料費の低減を図ることが重要である。

このような中、農業競争力強化支援法が施行され、本法において、農業者の努力だけでは実現できない良質で低廉な農業資材の供給等に向けた構造的な課題を解決するため、配合飼料製造業などの農業生産資材事業者の事業再編の促進が位置付けられたところである。

このため、配合飼料製造業における配合飼料製造・供給コストの低減の取組を推進し、配合飼料費低減等による畜産経営の安定・競争力強化を図る観点から、配合飼料製造業関係者における検討、設備導入及び施設廃棄等の取組を支援する。

2 事業内容

(1) 工場の再編・合理化等の配合飼料製造・供給コストの低減に向けた関係者による検討、計画策定の取組等を支援する。

(2) 当該計画に基づく工場の再編・合理化等に伴う、

① 設備導入に必要な資金の借入れに対する金利相当額の一部(利子助成率 1.25%以内)、

② 施設廃棄等に必要な費用の一部を支援する。

3 事業実施期間 平成28年度～令和元年度

(2の(2)の①の金利相当額の支援は平成36年度(2024年度)まで)

4 事業実施主体

2の(1)及び(2) : 協同組合日本飼料工業会
全国農業協同組合連合会

5 所要額(補助率) 209百万円(定額、1/3以内)

畜産経営災害総合対策緊急支援事業（組替・延長）

1 事業の目的

平成30年度梅雨期豪雨等、北海道胆振東部地震、台風第21号及び台風第24号により、畜舎等の一部損壊や機器の故障、停電による家畜の損耗などの被害が発生したことを受け、被災した畜産農家の経営継続・経営再開を支援するとともに、停電時における家畜の生命維持や生乳生産等に必要な機械を稼働させるための非常用電源の整備等を支援してきた。

また、これら災害により、平成30年産自給飼料に倒伏等の被害が生じたことや、平成30年4月の硫黄山噴火により、水稻の作付けができなくなったことを受け、自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進資材や不足する粗飼料を購入する場合に要する経費を支援してきた。

これら支援について、畜産農家の被災状況、資材等の確保に要する期間、自給飼料の収量減少等の影響を受ける期間を踏まえ、平成31年度においても継続して実施する。

2 事業の内容

(1) 酪農経営災害緊急支援対策事業

① 災害緊急支援

- i) 簡易牛舎の整備、牛舎・飼養管理機械等の補改修に対する支援
- ii) 緊急的な乳用牛の避難等に要する経費に対する支援
- iii) 乳用牛の導入支援
- iv) 乳房炎対策等への支援
- v) 停電対策への支援

② 非常用電源の整備への支援

(2) 肉用牛経営災害緊急支援対策事業

① 災害緊急支援

- i) 簡易牛舎の整備、牛舎・飼養管理機械等の補改修に対する支援
- ii) 緊急的な肉用牛の避難等に要する経費に対する支援
- iii) 繁殖雌牛の導入支援
- iv) 停電対策への支援

② 非常用電源の整備への支援

(3) 養豚経営災害緊急支援対策事業

① 災害緊急支援

- i) 簡易豚舎の整備、豚舎・飼養管理機械等の補改修に対する支援
- ii) 緊急的な豚の避難等に要する経費に対する支援
- iii) 繁殖用雌豚の導入支援
- iv) 停電対策への支援

② 非常用電源の整備への支援

(4) 粗飼料確保緊急対策事業

① サイレージの品質低下防止対策

② 代替粗飼料の共同購入支援

3 事業実施主体

2の(1) : (一社) 中央酪農会議

2の(2) : 都道府県団体

2の(3) : 一般社団法人、一般財団法人、農協連、農協、生産者団体（3戸以上）等

2の(4) : 都道府県団体、農協連

4 所要額（補助率） 4, 210百万円（定額、1/2以内）

酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業(拡充)

1 事業の目的

酪農は、搾乳や飼料給餌などの周年拘束性が高く、労働負担が大きい作業が多く、政府の「働き方改革」の趣旨を踏まえ、平成28年に取りまとめられた農業競争力強化プログラムにおいて、酪農家の働き方改革を短期・集中的に支援することとされた。この実現のためには、省力化機械装置の整備や協業化の推進等により酪農家の労働条件を改善し、酪農家の継続的な営農環境を整え、生乳生産基盤を維持・強化することが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、酪農家による省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備に対する支援、複数の酪農家が搾乳作業等をまとめて省力的に実施するための集合搾乳施設の整備及び乳用後継牛の育成を担う預託施設の機器整備等を緊急対策として支援することで、働き方改革の実現の一層の加速化を図る。

2 事業の内容

地域の酪農家等、酪農関係者が参画する協議会において、労働負担軽減、集合搾乳施設整備及び預託育成施設の整備を図る計画が策定された場合、当該計画の実現のため、以下の取組を支援する。

(1) 省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備

酪農を営む者に対し、その実情に応じた労働負担軽減に資する省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備を支援する。

(2) 集合搾乳施設の整備

複数戸の酪農家が協業し、搾乳作業などの作業を集中管理するモデル的な集合搾乳施設の設置を支援する。

(3) 預託施設の機器等の整備

乳用後継牛の育成を担う預託施設に対し、乳用後継牛の受入体制を強化するため、預託施設の機器整備等を支援する。

3 事業実施主体 (公社) 中央畜産会

4 所要額(補助率) 5, 500百万円(定額、1/2以内)

国産乳製品等競争力強化対策事業（継続）

1 事業の目的

「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、国産チーズの競争力を高めるため、原料面での生乳の高品質化の取組の強化、製造面でのコスト低減と品質向上・ブランド化等を推進する必要がある。

このため、国産チーズの品質向上及び競争力強化を図るため、チーズ向け生乳の品質向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援、国産チーズの需要拡大に向けた取組等を支援する。

2 事業の内容

(1) 国産チーズ生産奨励事業

チーズの味や歩留まりに影響する生乳について、酪農家の実需者が求める高い品質を確保するため、更なる飼養管理の高度化や乳質管理に取り組む費用の一部を支援する。

(2) 国産チーズ競争力強化支援対策事業

① 国産チーズ品質向上・ブランド化支援

国産チーズを製造するために必要な技術研修会の開催や海外研修会への参加、ブランド化のための国内コンテストの開催、国際コンテストへの参加等を支援する。

② 国産チーズの消費拡大支援

国産チーズの消費拡大を図るため、チーズを日本の食文化に取り入れるための活動や、チーズの価値のPR、展示によるチーズの普及活動の強化を支援する。

3 事業実施主体 農業協同組合、農業協同組合連合会
一般社団法人、一般財団法人等

4 所要額（補助率） 5, 600百万円（定額）

畜産物処理加工施設非常用電源緊急整備事業（新規）

1 事業の目的

平成30年北海道胆振東部地震において、北海道全域にわたる大規模な停電が発生し、畜産物処理加工施設の稼働が停止したことにより、出荷先を失った酪農家の生乳や、乳業工場に保管されていた乳製品等に加え、処理加工・保管していた食肉が廃棄されるという事態が生じた。

生産者が将来にわたり安心して生産に取り組む環境を整え、国民への食料の安定供給を確保していくためには、このような大規模な停電が発生した場合においても、畜産物処理加工施設の安定的な稼働が可能となる体制を緊急に構築する必要がある。

このため、巨大地震等により、大規模な停電が発生した場合においても、畜産物処理加工施設の安定的な稼働が可能となるよう、非常用電源設備の導入を支援する。

2 事業の内容

(1) 乳業工場

大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる施設として、生産者団体と乳業者等の地域の関係者が連携して策定した停電時の対応計画に位置付けられた乳業工場に対し、非常用電源設備の導入を支援する。

(2) 食肉処理施設

大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる施設として、都道府県が選定したものであって、停電時の対応計画を作成している産地食肉センターに対し、非常用電源設備の導入を支援する。

3 事業実施主体 民間団体等

4 所要額（補助率） 1, 9 1 7 百万円（1 / 2 以内、1 / 3 以内）

5 事業実施期間 平成30～令和2年度